あるべき税制研究会(21回)議事録

平成20年8月1日、経団連会館にて、第21回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、「環境税」について、環境省の小林総合環境政策局長から説明いただき、それに基づき種々議論しました。

1、報告の概要は次の通りです。(別紙参照)

環境税とは、二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するもので、炭素 排出に価格を付けることにより、低排出技術の導入・利用を始めとする排出削減行動を行 うインセンティブ(動機付け)を付与する効果がある。

我が国では、石油石炭税や揮発油税などが環境税的な効果を持っている。自動車税でも、 排出量の多い自動車は重課し、排出の少ない車は軽課されている(グリーン税制)。また、 エネルギーを節約する設備などへの税軽減は、広く行われている。全体として見れば、排 出の多い人に負担をしてもらい、排出を少なくできる人へと資金を移転する仕組みである。

骨太08には、「4.税体系の抜本的な改革に向けて(税制改革の重点事項)

(4) 低炭素化促進の観点からの税制全般の見直し

<u>道路特定財源の一般財源化の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進</u>の観点から税制全般を横断的に見直す。」と記されている。

環境省の昨年の環境税の具体案は下記の通り。今年の具体案は現在検討中。 等々の説明がありました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。